

# 高圧ガス保安法手続マニュアル (特定高圧ガス消費者編)

高圧ガス保安法(以下、「法」という。)の一般高圧ガス保安規則(以下、「一般則」という。)または液化石油ガス保安規則(以下、「液石則」という。)の適用を受ける特殊高圧ガスまたは貯蔵能力が一定数量以上の設備(導管による供給を含む。)により高圧ガスを消費する者(以下、「特定高圧ガス消費者」という。)に適用する。

## 特定高圧ガス消費者とは

下表に掲げる高圧ガスであって、貯蔵能力が下表右欄に掲げる数量以上を貯蔵し消費する者(配管で接続されている貯蔵設備の貯蔵能力を合算して得られる貯蔵能力で判断する。また、当該高圧ガスを事業所以外の事業所から導管により供給を受ける者を含む)。

高圧ガスの種類	貯蔵能力
圧縮水素、圧縮天然ガス	容積 300m <sup>3</sup>
液化酸素、液化アンモニア、液化石油ガス	質量 3,000kg
液化塩素	質量 1,000kg
特殊高圧ガス(モノシラン、ホスフィン、アルシン、ジボラン、セレン化水素、モノゲルマン、ジシラン)	貯蔵量にかかわらず全て届出対象

## 【目次】

手続にあたっての注意点(提出前に必ず確認してください).....	1
特定高圧ガス消費届書 .....	1
特定高圧ガス消費施設等変更届書 .....	4
特定高圧ガス取扱主任者届書 .....	7
特定高圧ガス消費者承継届書 .....	8
特定高圧ガス消費廃止届書 .....	8
巻末資料(様式集)	

## 手続にあたっての注意点

特定高圧ガス消費者が、法に基づき必要となる手続を行う際の注意点は、下記のとおりです。

### 1 提出方法

原則として福井県電子申請サービス(以下、「電子申請」という。)を利用して提出すること。

インターネット環境がないなどの理由で電子申請ができない場合は、書類を郵送(返信用封筒(必要な切手を貼付したもの)を同封)または持参(訪問日時について県担当者と事前に相談)すること。

### 2 提出先

〒910-8580 福井県福井市大手3丁目17番1号  
福井県防災安全部消防保安課

### 3 提出部数

電子申請の場合:1部(すべて電子データで提出すること)

郵送または持参の場合:2部(正本(県提出用)1部・副本(届出者返戻用)1部)

↓本マニュアルにおける各手続↓

## 特定高圧ガス消費届書

特定高圧ガス消費者が、法第24条の2第1項に基づき必要となる手続は、下記のとおりです。

### 1 届出単位

「事業所」ごとに行うこと(特定高圧ガスの種類ごとではありません)。

※貯蔵設備(貯槽や容器)が配管で接続されている場合(設備間距離は問いません)は、貯蔵能力を合算した上で、一事業所単位となります(貯蔵所の単位とは異なります)。

### 2 提出時期

消費開始の日の20日(原則として工事に着手しようとする10日)前までに行うこと。

### 3 留意事項

(1)この届出は、製造の許可・届出、貯蔵所の許可・届出に係わらず別途必要です。

(2)(1)で既に法での許可・届出済の事業所が届出をしようとする場合には、「4 添付書類」のうち、「1 届出者の適格性を確認する書類(委任状を除く。)」は不要です。

### 4 添付書類

特定高圧ガス消費届書のほか、以下のような書類が必要になります。

No	必要となる書類	備考
1	届出者の適格性を確認する書類等	
	(1)委任状	代表者以外の者が手続をするとき
	(2)登記事項証明書のコピー	履歴事項全部証明書(法人の場合)
	(3)住民票の写しのコピー	市区町村長発行のもの(個人の場合)

No	必要となる書類	備考
2	消費施設等明細書	
3	消費施設等明細書の添付資料	
	(1)事業所全体平面図	事業所内の図面に加えて消費施設の位置および付近の状況がわかる資料を添付すること
	(2)消費施設の配置図	
	(3)高圧ガス設備およびガス消費設備に係るフローシート・配管図	高圧ガス製造許可または貯蔵許可を受けている施設であって、特定高圧ガス消費者に該当し届出する場合には、許可時の書類と重複する部分の添付書類について、その旨を記載して省略することができます(以下、(4)～(5)においても同様)。
	(4)機器一覧表およびその仕様書、構造図、強度計算書等	
	(5)保安設備の機能、構造等を説明した書面および図面	

## 5 提出書類作成要領

### (1)特定高圧ガス消費届書

#### ア 適用規則

届出時に適用される規則を選択すること。

#### イ 消費をする特定高圧ガスの種類

消費する特定高圧ガスの種類を具体的に記入すること。

#### ウ 名称(事業所の名称を含む。)

法人にあつては法人名称に加えて事業所名まで記入すること。

個人にあつては事業所名を記入すること。

#### <記入例>

法人:〇〇産業株式会社〇〇工場、個人:〇〇事業所

#### エ 事務所(本社)所在地

法人にあつては登記してある本社の所在地を記入し、個人にあつては住民登録の場所を記入すること。

#### オ 事業所所在地

高圧ガスの消費を行おうとする所在地を記入すること。

#### カ 代表者氏名

法人にあつては法人の名称、代表者の役職名および氏名を記入すること。

個人にあつては氏名を記入すること。

※届出は、当該法人の代表権を有する者が行うものですが、事業所の長等が代理人となって届出することもできます。この場合、代表者から代理人に対しての委任を証した書面(委任状)を添付すること。

### (2)消費施設等明細書

消費施設等明細書の記載項目およびその記載内容等は、以下の例により作成すること。

#### <記入例>

## 消費施設等明細書

### 1 消費の目的

消費する高圧ガスの種類およびその消費目的を具体的に記載すること。

2 消費の方法

高圧ガスの消費手順を箇条書で簡潔に記載すること。

3 消費施設の消費するガスの種類および最大貯蔵量

高圧ガスの種類	貯蔵方法 (貯槽・容器)	貯蔵能力 (m <sup>3</sup> ・kg)	貯蔵圧力 (MPa)	貯蔵量 (基・本数)	備考

※貯蔵能力は、一般則第2条第1項第9号、液石則第2条第1項第6号に示す計算式により算出される数値を記載すること(貯蔵設備の容積ではないので注意すること)。

※「備考」欄には、製造許可(届出)・貯蔵許可(届出)の許可(受理)年月日および許可(受理)番号等を記載すること。

4 貯蔵およびガスの供給方法

特定高圧ガスの種類ごとに貯蔵方法および供給方法を整理し記載すること。

5 技術上の基準(法第24条の3第1項および第2項)に関する事項

技術上の基準に適合していることを該当規則の条項ごとに対応して記述すること。

<対応条項>

一般高圧ガス:一般則第55条第1項・第2項

液化石油ガス:液石則第53条第1項・第2項

規則の条項号	基準項目	対応事項	備考 (別添資料等No.)

(3)消費施設等明細書に添付して必要になる書類等

届出の内容にもよりますが、以下のような書面または図面を添付してください。

ア 事業所全体平面図

(ア)事業所境界線を明示のこと。

(イ)特定高圧ガス消費施設の位置を図示すること。

(ウ)事業所と隣接する他事業所等や民家等付近の状況が示されていること。

(エ)保安距離を図示すること。

(オ)火気取扱施設、危険物施設の位置を図示すること。

(カ)耐震設計の必要な施設については、ボーリングをした位置を明示のこと。

(キ)警戒標の種類および設置位置を明示のこと。

イ 消費施設の配置図

(ア)貯蔵設備、消費設備、排気設備および除外設備等の位置、大きさおよび設備間距離等を図示すること。

(イ)次の設備がある場合は図示等をする事。

a 容器置場の位置

b 障壁、防液堤の設置位置

c 防消火設備(散水装置を含む)の操作位置等(ポンプの駆動場所、消火栓の位置、消火器の設置位置、本数等)

なお、操作位置と対象設備間の距離も図示すること。

- d ガス漏洩検知警報設備の検知部、外部発報部および濃度指示・警報場所
- e 緊急遮断弁の設置位置および操作位置  
なお、操作位置と対象設備間の距離も図示すること。
- f 通報設備の設置位置
- g タンクローリーの停車位置

ウ 高圧ガス設備および消費設備に係るフローシート・配管図

- (ア)置換用不活性ガスの供給ラインも書き込むこと。
- (イ)機器一覧表による個々の機器の整理番号を書き込むこと。
- (ウ)通常の使用状態における液・ガスライン、受入・払出ラインについて、色分け等により分かりやすくすること。
- (エ)ガス設備、高圧ガス設備および圧力区分を明確にすること。
- (オ)除害設備の処理フローも記載すること。
- (カ)配管図は平面図により、貯蔵設備から消費設備までのルートが把握できること。

エ 機器一覧表

貯蔵設備、消費設備、その他の主要高圧ガス設備(弁類、配管等)等について、設備の種類ごとに機器一覧表を作成し、さらに、メーカー等が作成した以下の書類を添付すること。

- (ア)仕様書および構造図
- (イ)強度計算書(特定設備検査合格品、高圧ガス設備試験合格品および認定試験者試験等合格品を使用する場合は、認定書等を添付することで省略可能)
- (ウ)安全弁にあっては、吹出量計算書

オ 保安設備の機能、構造等を説明した書面および図面

- (ア)防火設備の散水配管図、散水量計算書(散水ポンプ能力、圧力損失計算書等)、貯水量計算書
- (イ)ガス検知警報設備の仕様
- (ウ)除害設備の能力および仕様
- (エ)障壁等の構造図

### 特定高圧ガス消費施設等変更届書

特定高圧ガス消費者が、消費のための施設の位置、構造もしくは設備の変更の工事をし、または消費をする特定高圧ガスの種類もしくは消費の方法を変更しようとする際、法第24条の4第1項に基づき必要となる手続は、下記のとおりです。

- 1 届出単位  
「届出をしている事業所」ごとに行うこと。
- 2 提出時期  
原則として工事に着手しようとする10日前までに行うこと。
- 3 添付書類  
特定高圧ガス消費施設等変更届書のほか、以下のような書類が必要になります。

No	必要となる書類	備考
1	委任状	代表者以外の者が手続をするとき
2	消費施設等変更明細書	

No	必要となる書類	備考
3	消費施設等変更明細書の添付資料	変更の内容により下記書類等を適宜添付すること
	(1)事業所全体平面図	第一種・第二種製造者または第一種・第二種貯蔵所の施設であって特定高圧ガス消費者に該当し届出する場合には、事業所平面図および消費施設の配置図を除いて、製造施設等変更許可・届または貯蔵所位置等変更許可・届時の書類と重複する部分の添付書類について、その旨を記載して省略することができます。
	(2)消費施設の配置図	
	(3)高圧ガス設備およびガス消費設備に係るフローシート・配管図	
	(4)機器一覧表およびその仕様書、構造図、強度計算書等	
	(5)保安設備の機能、構造等を説明した書面および図面	

#### 4 提出書類作成要領

##### (1)特定高圧ガス消費施設等変更届書

###### ア 適用規則

届出時に適用される規則を選択すること。

###### イ 名称(事業所の名称を含む。)

届出をした事業所名を記入すること。

<記入例>

法人：〇〇産業株式会社〇〇工場、個人：〇〇事業所

###### ウ 事務所(本社)所在地

法人にあっては登記してある本社の所在地を記入し、個人にあっては住民登録の場所を記入すること。

###### エ 事業所所在地

高圧ガスの消費を行おうとする所在地を記入すること。

###### オ 変更の種類

変更の内容を具体的に記入すること。

###### カ 代表者氏名

法人にあっては法人の名称、代表者の役職名および氏名を記入すること。

個人にあっては氏名を記入すること。

※届出は、当該法人の代表権を有する者が行うものですが、事業所の長等が代理人となって届出することもできます。この場合、代表者から代理人に対しての委任を証した書面(委任状)を添付すること。

##### (2)消費施設等変更明細書

消費施設等変更明細書の記載項目およびその記載内容等は、以下の例により作成すること。

<記入例>

## 消費施設等変更明細書

### 1 変更の目的

変更の目的を具体的に記載すること。

2 変更の内容

追加する特定高圧ガスまたは既設設備の変更内容を明確にしながら、箇条書で簡潔に記載すること。

3 消費施設の変更後のガスの種類および最大貯蔵量

高圧ガスの種類	貯蔵方法 (貯槽・容器)	貯蔵能力 (m <sup>3</sup> ・kg)	貯蔵圧力 (MPa)	貯蔵量 (基・本数)	備考

※貯蔵能力は、一般則第2条第1項第9号、液石則第2条第1項第6号に示す計算式により算出される数値を記載すること(貯蔵設備の容積ではないので注意すること)。

※「備考」欄には、製造許可(届出)・貯蔵許可(届出)の許可(受理)年月日および許可(受理)番号等を記載すること。

4 貯蔵およびガスの供給方法

追加する特定高圧ガスの種類または変更された特定高圧ガスについて、貯蔵方法および供給方法を整理し記載すること。

5 技術上の基準(法第24条の3第1項および第2項)に関する事項

技術上の基準に適合していることを該当規則の条項ごとに対応して記述すること。

<対応条項>

一般高圧ガス:一般則第55条第1項、第2項

液化石油ガス:液石則第53条第1項、第2項

規則の条項号	基準項目	対応事項	備考 (別添資料等No.)

(3)消費施設等変更明細書に添付して必要になる書類等

変更の内容により、「3 添付書類」による書類を適宜添付すること。

記載方法は、消費届の項(5(3)消費施設等明細書に添付して必要になる書類等)を参照のこと。

なお、変更箇所が複雑な図面等にあつては、変更部分が明確になるよう色分けするとともに、変更前、変更後の図面を添付すること。

## 特定高圧ガス取扱主任者届書

特定高圧ガス消費者が、特定高圧ガス取扱主任者を選任または変更に伴い選任・解任し、法第28条第3項に基づき必要となる手続は、下記のとおりです。

- 1 届出単位  
事業所ごとに行うこと。
- 2 提出時期  
新規選任の場合：消費開始予定日の15日前までに行うこと。  
変更選解任の場合：変更後遅滞なく行うこと。
- 3 留意事項  
(1)特定高圧ガス消費者が高圧ガス製造事業所である場合は、保安技術管理者等届書とは別に、本届出の提出が必要です。  
(2)一事業所で複数の特定高圧ガスを消費する場合は、各特定高圧ガスについて選任すること。
- 4 添付書類  
特定高圧ガス取扱主任者届書のほか、選任にあたっては、取扱主任者の資格を証明するため、以下の書類を添付すること。

選任の際に必要な書類	(1)選任者の経歴書 (2)製造保安責任者免状また第一種販売主任者免状の写し、特定高圧ガスの取扱いに関する講習修了証の写し、卒業証書の写しなど
------------	--

- 5 選任要件  
以下に掲げる者のうちから特定高圧ガス取扱主任者を選任すること。  
なお、「経験」とは、特殊高圧ガス消費者は、特殊高圧ガスの経験でなければならない（その他の特定高圧ガス消費者の場合は、消費するガスと同一の種類のものに限られ、特定高圧ガスの消費事業所での経験に限られる）。  
(1)特定高圧ガスの製造または消費に関して、1年以上の経験を有する者  
(2)大学、高等専門学校等において、理学、工学、工業の課程を修了した者  
(3)高圧ガス保安協会が行う特定高圧ガスの取扱いに関する講習を修了した者  
(4)高等学校において工業課程修了者で、特定高圧ガスの製造または消費に関して、6か月以上の経験を有する者  
(5)甲種化学・機械、乙種化学・機械、丙種化学、第一種販売主任者免状所有者



## 特定高圧ガス消費者承継届書

特定高圧ガス消費者の地位を承継した者が、法第24条の2第2項に基づき必要となる手続は、下記のとおりです。

1 届出単位  
事業所ごとに行うこと。

2 提出時期  
承継後遅滞なく行うこと。

3 添付書類  
特定高圧ガス消費者承継届書のほか、以下のような書類が必要になります。

区分	必要添付書類
法人	事業譲渡の場合
	(1)登記事項証明書(履歴事項全部証明書)のコピー
	(2)譲渡の事実を証明する書面(譲渡契約書の写し等)
	合併の場合
(1)登記事項証明書(履歴事項全部証明書)のコピー	
(2)合併の事実を証明する書面(合併契約書の写し、議事録の写し等)	
個人	事業譲渡の場合
	(1)住民票(市区町村長発行のもの)の写しのコピー
	(2)譲渡の事実を証明する書面(譲渡契約書の写し等)
	相続の場合
	(1)住民票(市区町村長発行のもの)の写しのコピー
(2)戸籍謄本(市区町村長発行のもの)	
(3)相続同意証明書(法定相続人全員の証明が必要)	

## 特定高圧ガス消費廃止届書

特定高圧ガス消費者が、消費設備を廃止したときに、法第24条の4第2項に基づき必要となる手続は、下記のとおりです。

1 届出単位  
事業所ごとに行うこと。

2 提出時期  
廃止後遅滞なく行うこと。

3 添付書類  
特定高圧ガス消費廃止届書のほか、消費設備を廃止したことがわかる写真等を添付すること。

一般則様式第29（第53条関係）

液石則様式第28（第51条関係）

特定高圧ガス消費届書	一般	× 整理番号	
	液石	× 受理年月日	年 月 日
消費をする特定高圧ガスの種類			
名 称（事業所の名称を含む。）			
事務所（本社）所在地			
事業所所在地			

年 月 日

代表者 氏名

福井県知事 様

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。  
2 ×印の項は記載しないこと。

一般則様式第30（第56条関係）

液石則様式第29（第54条関係）

特定高圧ガス消費施設等	一般	× 整理番号	
変更届書	液石	× 受理年月日	年 月 日
名称（事業所の名称を含む。）			
事務所（本社）所在地			
事業所所在地			
変更の種類			

年 月 日

代表者 氏名

福井県知事 様

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。  
2 ×印の項は記載しないこと。

一般則様式第36 (第74条関係)

液石則様式第35 (第73条関係)

特定高圧ガス取扱主任者届書	一般	(選任)	× 整理番号	
	液石	(解任)	× 受理年月日	年 月 日
消費する特定高圧ガスの種類				
名 称 (事業所の名称を含む。)				
事 務 所 ( 本 社 ) 所 在 地				
事 業 所 所 在 地				
選 任	取 扱 主 任 者 の 氏 名			
解 任	取 扱 主 任 者 の 氏 名			
選 任	年 月 日			
解 任				
解 任 の 理 由				

年 月 日

代表者 氏名

福井県知事 様

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。  
2 ×印の項は記載しないこと。

選任者の経歴書	
氏 名	
生 年 月 日	
最 終 学 歴	
入 社 年 月 日	
配 属 年 月 日	
特定高压ガス取扱主任者講習 (特定高压ガスの種類)	
製造保安責任者免状または 第一種販売主任者免状	
製造または消費を経験した 事業所名	
製造または消費を経験した 特定高压ガス名	
製造または消費経験年数 (6か月または1年以上)	

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

代表者 氏名

#### <選任の要件>

特定高压ガス消費者は、次に掲げる者のうちから特定高压ガス取扱主任者を選任すること。

なお、「経験」とは、特殊高压ガス消費者は、特殊高压ガスの経験でなければならない。

その他の特定高压ガス消費者の場合は、消費するガスと同一の種類のものに限られ、特定高压ガスの消費事業所での経験に限られる。

- (1) 特定高压ガスの製造または消費に関し1年以上の経験を有する者  
上記の経験事業所名、経験特定高压ガス名、経験年数欄を記載すること。
- (2) 大学、高等専門学校等において、理学、工学、工業の課程を修了した者（実務経験不要）  
上記の最終学歴欄を記載し、卒業証書の写し等を添付すること。
- (3) 高压ガス保安協会が行う特定高压ガスの取扱いに関する講習を修了した者（実務経験不要）  
上記の講習欄に受講した特定高压ガス名を記載し、修了証の写しを添付すること。
- (4) 高等学校において工業課程修了者で、特定高压ガスの製造または消費に関し、6か月以上の経験を有する者  
上記の最終学歴欄、経験事業所名、経験ガス名、経験年数欄を記載し、卒業証書の写し等を添付すること。
- (5) 甲種化学・機械、乙種化学・機械、丙種化学、第一種販売主任者免状所有者  
上記の免状欄に保有している免状の種類を記載し、免状の写しを添付すること。

※上記(1)～(5)で記載した項目に加え、氏名、生年月日、入社年月日、配属年月日を記載すること。

一般則様式第29の2（第54条の2関係）

液石則様式第28の2（第51条の2関係）

特定高圧ガス消費者承継届書	一般	× 整理番号	
	液石	× 受理年月日	年 月 日
承継された特定高圧ガス消費者の名称（事業所の名称を含む。）			
承継された事業所所在地			
承継後の名称（事業所の名称を含む。）			
事務所（本社）所在地			

年 月 日

代表者 氏名

福井県知事 様

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。  
2 ×印の項は記載しないこと。

一般則様式第31（第58条関係）

液石則様式第30（第56条関係）

特定高圧ガス消費廃止届書	一般	× 整理番号	
	液石	× 受理年月日	年 月 日
名 称（事業所の名称を含む。）			
事 務 所（本 社）所 在 地			
事 業 所 所 在 地			
消 費 廃 止 年 月 日			
消 費 廃 止 の 理 由			

年 月 日

代表者 氏名

福井県知事 様

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。  
2 ×印の項は記載しないこと。